

令和6年度「宮崎県人会活性化・ネットワーク化事業（次世代育成会議）」 業務仕様書

1 業務の目的

宮崎県人会世界大会の開催を契機に新たに築かれたつながりを活用し、県人会の次代を担う人材を本県に招聘して、次世代育成のための交流会や意見交換を実施することで、県人会の活性化や次世代への継承、ネットワークの強化及び本県施策の更なる展開を図る。

2 実施期間

令和6年11月6日（水）から8日（金）まで

3 参加者数

海外県人会 12名（招聘予定）

4 委託期間

契約締結日から令和7年1月31日まで

5 委託の内容

受託者は、別添事業日程（今後の調整により、訪問先及び参加者数の変更可能性あり）の実施に係る次の業務及びそれらに伴う代金決済業務を行う。

（1）業務内容

① 交通手段・視察の手配

- ア 次世代育成会議への参加を滞りなく移動できるよう交通手段を手配すること。
 - ※ 手配先については、別紙のとおり
 - ※ 11/7及び11/8は20~30名程度乗車できる専用大型バス又は中型バスを1台手配する。ただし、人数に伴う荷物も収容できるバスに限る。
- イ 県内施設や観光地等を巡るツアーを企画すること。
なお、見学・体験するための周旋及び有料施設視察に係る入場料等を支払うこと。
- ウ 雨天時に備えたツアーを企画すること。

② 宿泊先の手配

- ア 宮崎観光ホテルとする。ただし、満室等の事由により参加者数の確保が困難な場合には、JR九州ホテル宮崎も可とする。
- イ 参加海外県会は、2泊3日とすること。（11/6~11/8）
- ウ 来県及び帰国にあたって実施期間の前後1日のどちらかで、宿泊が必要な場合は、手配すること。
 - ※ 宿泊料は、1泊20,000円（税込）程度とする。
 - ※ 宿泊先について、特に定めないが、委託料の範囲内で行うこと。

③ 食事の手配

- 海外県人会、宮崎側参加者分の食事を手配をすること。
 - ア 11/7の昼食（20名分）は、1名4,000円（税込）程度とする。
 - イ 11/8の昼食（20名分）は、1名3,000円（税込）程度とする。
 - ウ 11/6の夕食（12名分）は、1名8,000円（税込）
 - エ 11/7の夕食（20名分）は、1名8,000円（税込）
 - オ 11/7~11/8の朝食については、宿泊者のみ対応する。

④ その他

ア 緊急時の対応（薬等の確保、医療機関への送迎等）を手配すること。

(2) 業務の流れ

① 招聘者本人又は県人会（以下「招待者等」という。）からの旅行手配の受付

委託者が指定した招聘者について、招聘者等からの旅行手配の申し込みを受け付けること。申込期限は、原則、令和6年8月31日までとし、それ以降の申込みについては、受託者は委託者と緊密な協議及び打合せの上、その指示に従うこと。

また、受け付けた旅行の内容について、随時、委託者へ報告を行うこと。

② 旅行の手配

受け付けた申し込みに応じて、旅行を手配すること。

また、手配した旅行に係るチケット等について、招聘者等が使用できるよう届けること。

なお、招聘者等からの申し出に応じて、旅行の変更に対応すること。

③ 招聘者等からの料金の収納

手配した旅行に係る経費を招聘者等へ請求し、収納すること。

ただし、招聘者等へ請求する額は、各県人会1名分（往復航空券（エコノミー）と宿泊費を含む）を差し引いた額とすること。

なお、収納した料金は、受託者の収益として構わない。

④ 自身で支払いを行った招聘者への支払い

受託者では手配が困難な行程（バスなど）を自身で手配した招聘者が、当該旅行費用を自身で支払っていた場合、委託者の指示に従って、当該招聘者に対して支払うこと。

(3) 委託内容に関する留意事項

ア 旅行手配の申し込みを受け付ける際には、各県人会1名分（往復航空券（エコノミー）と宿泊費を含む）に留意し、招聘者の自己負担ができるだけ少なくなるようにするほか、参加者が無理なく来県できる行程を提案すること。

イ 本委託事業において旅行を手配する範囲は、大会に参加するために必要と認められる範囲とする。ただし、受託者の責任において、これに付随する旅行の手配を行っても良いものとする。

ウ 宿泊ホテルについては、招聘者の負担を軽減するため、11月7日（木）と8日（金）は、開催会場に隣接するホテルを推奨すること。また、行程の都合によりやむなく前泊が必要な招聘者については、招聘者の意向を踏まえて適当なホテルを手配すること。

エ 手配した旅行については、手配に要した経費を各参加者ごとに明確にすること。

オ 参加者に傷害旅行保険への加入を推奨すること。

カ 各県人会1名分（往復航空券（エコノミー）と宿泊費を含む）は、本業務委託の委託料に含めて、受託者に支払うこと。

キ 自身で支払いを行った招聘者に対しては、各県人会1名分（往復航空券（エコノミー）と宿泊費を含む）の範囲内で支払うものとし、その金額は委託者が決定する。

ク 招聘者等への請求は、受託者から直接行うこと。

6 その他

ア 事業の実施に当たっては、受託者は委託者と緊密な協議及び打合せを行うこととし、この仕様書に定めのない事項については、受託者は委託者と協議の上、その指示に従うこと。